中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十五日　中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二)(一) 路線名　四十一号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
高山市一之宮町地内	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月十五日

(七) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十五日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二)(一) 路線名　三号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
熊本市中央区薬園町二九番一から同市中央区妙体寺町八番四まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月十六日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

国家試験

第５回愛玩動物看護師国家試験予備試験の施行

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）附則第３条第１項の規定により、第５回愛玩動物看護師国家試験予備試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法附則第４条第１項の規定により、法第34条第１項の規定に基づき指定試験機関として指定された一般財団法人動物看護師統一認定機構（以下「機構」という。）が行う。

令和８年４月15日

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高

１　試験期日
令和８年10月４日（日）

２　試験地
北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

３　試験の方法
⑴　試験は、筆記の方法により行う。
⑵　出題形式は五肢択一の多肢選択形式とする。

４　受験資格
次に掲げる期間（以下「実務経験」という。）のいずれかが５年以上である者であって、法附則第３条第２項の規定により農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会（以下「指定講習会」という。）の課程を修了した者
⑴　法第２条第２項に規定する業務（診療の補助を除く。以下「対象業務」という。）を業として行った期間
⑵　以下に掲げる者であって業務に従事していた期間又は修学していた期間の合計期間（対象業務を業として行った期間がある者については、その期間も含む。）
ア　動物看護に係る知識及び技能について教育する学校その他の教育機関において、動物看護に係る知識及び技能の教員として対象業務の指導に従事した者
イ　法附則第２条第１号に規定する者には該当しないが、動物看護に係る知識及び技能を修める大学又は動物看護師を養成することを目的とする養成所において、法施行前に入学し、修学した者であって、次のいずれにも該当するもの
(ｱ)　１年以上の修学期間を有する大学又は養成所で修学した者
(ｲ)　大学又は養成所の卒業要件を満たした者
ウ　国又は地方公共団体の公務員として、獣医事法令又は動物愛護管理法令の施行事務に従事した者

５　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア　受験願書
愛玩動物看護師法施行規則（令和３年農林水産省・環境省令第６号）様式第６により作成するとともに、これに記載する氏名は、原則として戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。
イ　写真
受験申込み前６月以内に脱帽して正面から撮影したものに限る。
ウ　指定講習会修了証明書の写し（修了した講習会の課程が適切であるかどうかを確認可能な書類を含む。）
エ　実務経験証明書
⑵　受験申込手続
ア　インターネットによる受験申込み
原則として、インターネットによる受験申込みを行うものとする。
イ　受験申込期間及び時間
(ｱ)　期間　令和８年６月30日（火）から令和８年７月23日（木）まで
(ｲ)　時間　受付開始日の午後１時から受付終了日の午後11時59分まで
ウ　受験申込方法
機構が指定するウェブサイトにおいて、必要な事項を入力し申し込むこと。受験申込みに必要な書類は、令和８年６月30日（火）から令和８年７月24日（金）まで（消印有効）の間に、機構の指定先に提出すること。受験申込書類の受付後は、当該書類は返却しない。
なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合には、令和８年６月30日（火）午後１時から令和８年７月10日（金）午後４時までに機構に申し出ること。
エ　試験地の変更
試験地の変更は、原則として認めない。
⑶　受験手数料
ア　受験手数料は、14,000円とし、機構が指定する方法により支払うこと。なお、支払いに要する手数料は受験者の負担とする。
イ　支払われた受験手数料は、理由を問わず返金しない。